固定資産	1,651,611,816	317,026	496,936	1,652,425,778	2,964,082	1,655,389,860
建物	1,624,490,142	0	0	1,624,490,142	0	1,624,490,142
構築物	14,740,695	0	0	14,740,695	0	14,740,695
その他	12,380,979	317,026	496,936	13,194,941	2,964,082	16,159,023
計	2,694,212,163	5,213,954	3,743,727	2,703,169,844	446,114,823	3,149,284,667

※　繰出金・繰入金は各セグメント間の内部振替項目であります。

(注)

1．事業区分の方法　独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第23条に基づき区分しております。

2．各事業区分の主な内容

⑴　固有事業　福岡空港周辺整備計画に基づく以下の事業活動を行っております。
再開発整備事業：第一種区域内で、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（騒音斉合施設）の用に供する土地の取得造成・管理及び譲渡並びに移転跡地の有効活用を行い、騒音斉合施設への土地利用の転換を図る事業

⑵　受託事業　周辺整備空港の設置者又は地方公共団体の委託に基づく以下の事業活動を行っております。
①　移転補償事業：第二種区域指定の際に存在した建物や土地について、所有者などから第二種区域外に移転をする申請があれば、その建物や土地について補償をする事業
②　緑地造成事業：都市計画事業として緑地帯・騒音斉合施設等を整備し、航空機の騒音による障害の発生防止とその地域の生活環境の改善を行うため、これに必要な用地の取得を行ったり、移転補償及び都市計画事業により取得した土地において造成・植栽などにより緑地帯を整備する事業

⑶　その他事業　民家防音事業：第一種区域指定の際、現に所在する住宅について、航空機騒音による障害を防止し、又は軽減するための防音工事に関し助成する事業

3．引当外退職給付増加見積額は以下のとおりであります。

（単位：円）

	固有事業	受託事業	その他事業	計	法人共通	合計
引当外退職給付増加見積額	45,000	△ 183,800	△ 231,000	△ 369,800	1,124,450	754,650

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第16号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成27年10月30日　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

1．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	埼玉県北本市石戸宿２丁目383番地先から 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎字中手城1696番２地先まで

2．指定する期日
平成27年10月31日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第17号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成27年10月30日　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

1．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	埼玉県北本市石戸宿２丁目383番地先から 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎字中手城1696番２地先まで

2．指定する期日
平成27年10月31日

3．通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。